

平成 2 6 年 度

経営状況報告書

(公財)山形県暴力追放運動推進センター

～ 目 次 ～

1 平成25年度事業報告及び決算書について

事業報告		1
貸借対照表		1 3
正味財産増減計算書		1 4
正味財産増減計算書内訳書		1 7
財産目録		1 9
財務諸表に対する注記		2 0

2 平成26年度事業計画及び収支予算書について

事業計画		2 2
収支予算書		2 9

平成25年度 事業報告
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

事業名	実施事項	実施した事業内容
1 暴力団 追放広報 啓発事業 (公1)	(1) 普及宣伝活動 の実施	○ 県・市町村暴排条例の周知徹底 - 警察本部で作成したパンフレット等を活用して、不当要求防止責任者講習・各種研修会等で条例の解説を行って暴排条例の周知徹底を図った。 - みかじめ料を遮断するため、風俗営業管理者講習において、風俗営業者等に対し、条例の解説、暴力団員等が接触してきた際の対応要領等について指導した。 これは、山形県防犯協会連合会の全面的協力を得て平成25年度から実施したものである。平成25年度は9回実施した。 最上地区1号～6号営業対象(7/2～新庄警察署) 最上地区7号～8号営業対象(7/3～新庄警察署) 村山地区7号～8号営業対象(7/30～ビッグウィング) 村山地区1号～6号営業対象(7/31～ビッグウィング) 置賜地区1号～6号営業対象(10/15～南陽警察署) 置賜地区7号～8号営業対象(10/16～南陽警察署) 置賜地区1号～6号営業対象(10/17～伝国の杜) 村山地区1号～6号営業対象(11/5～村山警察署) 村山地区7号～8号営業対象(11/6～天童警察署) ○ 研修・講習の実施 行政機関や企業等が実施した下記の総会、研修会等において、専務理事や暴力追放相談委員が講演・講話等を行って、暴力団追放の広報啓発活動を実施した。 平成25年度は27回実施した。(前年度は18回) - 山形県指定自動車教習所協会管理者研修会(4/11) - 山形市不当要求行為等研修会(5/20) - 東根中央ロータリークラブ例会(5/20) - 上山市暴力追放協議会総会(5/24) - 山形県特殊暴力防止協力会連絡会議(6/6) - 暴力のない明るい南陽市をつくる市民の会総会(6/25) - 東北労働金庫山形県本部親和会研修会(7/6) - 新庄地区公共料金等暴力対策協議会総会(7/17) - 米沢市暴力追放協議会総会(7/18) - 村山総合支庁行政暴力に対する職員研修会(7/19) - 山形県宅地建物取引業協会山形業務セミナー(7/29) - 山形銀行反社会的勢力への対応にかかる研修会(8/22) - 安全運転管理者等講習(9/10) - 天童市暴力団縁切り同盟研修会(9/24) - 山形県宅建業協会東根地区会員研修会(9/25) - 山形県民共済生活協同組合職員研修会(10/11) - 山形駅前暴力団排除同盟研修会(10/28) - 山形県信用保証協会職員研修会(11/7)

事業名	実施事項	実施した事業内容
		・ 山形七日町暴力団排除同盟研修会(11/7) ・ 山形県内公立文化施設協議会総合研究会(11/8) ・ 米沢市役所職員研修会(11/21) ・ きらやか銀行反社会的勢力対応研修会(11/22) ・ (株)エフ・シー・エス不当要求対処研修会(1/15) ・ 山形県遊技業組合最北支部研修会(1/20) ・ (公財)やまがた健康推進機構講習会(2/19) ・ 長井地区みかじめ料縁切り同盟研修会(3/4) ・ 北ゆり会(荘内銀行取引先企業で構成)研修会(3/5) 〈参考〉平成24年4月～平成25年3月の状況 ～ 18回実施 ・ 山形県ゴルフ場暴力追放対策協議会(5/15) ・ 山形市不当要求行為等研修会(5/17) ・ 上山市暴力追放協議会総会(5/22) ・ 山形県特殊暴力防止協力会連絡会議(5/30) ・ 小国開発(株)安全大会(6/23) ・ 新庄地区公共料金等暴力対策協議会総会(7/4) ・ 国交省酒田河川国道事務所講習会(7/17) ・ 山形北ロータリークラブ例会(9/6) ・ 南陽市暴力追放市民大会(9/27) ・ 山形中央信用組合研修会(10/29) ・ きらやか銀行反社会的勢力対応研修会(11/5) ・ 鶴岡地区金融機関防犯協会防犯研修会(11/8) ・ 米沢市みかじめ料縁切り同盟総会(11/15) ・ 安全運転管理者に対する特別講習(11/15～理事長) ・ 高梨税務会計事務所内経栄会研修会(11/20) ・ 山形県警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会設立総会(11/26～理事長) ・ 東根市商工会サービス業部会研修会(2/5) ・ 山形県建設技術協会村山地域三支部交流技術講習会(2/22) ○ ホームページの活用 ホームページに、当センターの概要のほか、平成24年度事業報告・財務諸表及び平成25年度の事業計画・収支予算書等を掲載し、当センターの活動状況を明確にした。 また、掲載に賛同した賛助会員名(法人のみ)を、ホームページ上で公表することで、各企業のコンプライアンス意識の高揚を図った。 ○ 路線バスを活用した広報 平成25年度より、村山地区、置賜地区(山交バスの運行エリア)の10箇所のバス停をポイントとして、同点を通過する全ての路線バスが「暴力団断固拒否、暴力団に関する相談は暴迫センターまで」旨放送を開始し、暴力団排除意識の醸成と暴力団関係相談の広報を推進した。

事業名	実施事項	実施した事業内容
	(2) 暴力団追放広報資料等の作成配布	○ 機関誌・ポスター・パンフレット・冊子等の配布 暴力団等の実態、不当要求等の形態とその対応要領、暴力団排除条項の整備等に関する ・ 当センターの機関誌「シャットアウト」 ・ パンフレット「暴力団情勢と対策」2013版 ・ パンフレット「企業対象暴力の現状と対策」2013版 ・ パンフレット「行政対象暴力の現状と対策」2013版 ・ パンフレット「暴力団の介入を防止するために」 ・ チラシ「山形県暴力団排除条例」 ・ チラシ「暴力団撃退マニュアル」 ・ チラシ「断固拒否」 ・ チラシ「暴力団員から被害を受けたあなたへ」 ・ ポスター「不当要求断固拒否」 ・ ポスター「暴力団拒否～手形版」 ・ ポスター「わがまちにいない暴力団」 ・ ステッカー「暴力団関係者立入お断り」 ・ 冊子「不当要求防止責任者講習」 ・ 冊子「不当要求対応要領チェックテン」 等を作成し、不当要求防止責任者講習、研修会、暴力追放市民大会等において配布し広報に努めた。 ○ 平成25年度に作成したのは、 ・ 平成25年版機関誌「シャットアウト」～ 3,000部増刷 ・ 平成26年版機関誌「シャットアウト」～ 6,000部 ・ パンフレット「暴力団情勢と対策」～ 1,100部 ・ パンフレット「企業対象暴力の現状と対策」～ 1,500部 ・ パンフレット「行政対象暴力の現状と対策」～ 200部 ・ パンフレット「暴力団の介入を防止するために」～ 300部 ・ チラシ「暴力団撃退マニュアル」～ 2,000部 ・ ポスター「不当要求断固拒否」～ 500部 ・ ポスター「暴力団拒否～手形版」～ 1,000部 ・ ポスター「わがまちにいない暴力団」～ 200部 ・ ステッカー「暴力団関係者立入お断り」～ 1,500部 ・ 冊子「不当要求対応要領チェックテン」～ 1,000部 ・ 冊子「不当要求防止責任者講習」～ 1,200部 である。 〈参考〉平成24年4月～平成25年3月の状況 ・ 平成24年度版の機関誌「シャットアウト」～ 4,000部 ・ 平成25年度版の機関誌「シャットアウト」～ 4,000部 ・ パンフレット「暴力団情勢と対策」～ 700部 ・ パンフレット「企業対象暴力の現状と対策」～ 1,000部 ・ パンフレット「行政対象暴力の現状と対策」～ 300部 ・ パンフレット「暴力団の介入を防止するために」400部 ・ チラシ「暴力団撃退マニュアル」～ 1,000部 ・ チラシ「暴力団員から被害を受けたあなたへ」1,000部

事業名	実施事項	実施した事業内容
		- ステッカー「暴力団関係者立入お断り」～ 500部 - 冊子「不当要求対応要領チェックテン」～ 2,000部 - 冊子「不当要求防止責任者講習」～ 800部
	(3) 視聴覚教材の貸出	企業等の要請に応じ、平成25年度は、11団体に対し、下記の不当要求対応要領等のDVD10種類の貸出を行った。(前年度は、5団体6種類) 「断絶」 「負けへんで」 「決別への道」 「あなたならどうする」 「不当要求の手口」 「暴力追放シュミレーション」 「鉄の砦」 「シャットアウト（企業対象）」 「狙われた行政」 「シャットアウト（行政）」 これらの貸出用DVDについては、当センターホームページに掲載して広報した。
	(4) 暴力追放県民大会の開催	平成25年11月11日(月)、山形県警察本部との共催により山形国際交流プラザビッグウィングにおいて、県民約400名の参加を得て「暴力追放県民大会」を実施した。 - 山形県知事（代理）、山形県警察本部長の挨拶、山形県議会議長（代理）等からの来賓祝辞 2団体、4企業、4個人に、会長（山形県知事）・山形県警察本部長連名表彰を授与 1団体、1個人に、東北管区警察局長・東北ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連名表彰を伝達 - 平成19年11月、入院中の夫が暴力団関係者と間違われて射殺された体験を持つ宮元篤紀（みやもとあつき）氏による「犯罪被害に遭って今思うこと」と題した講演 - 最後に、天童市暴力追放推進委員会会長により暴力追放大会宣言 等が行われた。 宮元氏の講演により、大会参加者が、理不尽に命を奪われた無念さと残された遺族の悲しみに共感し、「暴力団は絶対に許さない」と決意を新たにすると等、暴力団排除意識の一層の高揚が図られた。
2 暴力団排除組織支援事業（公2）	(1) 暴力団排除団体の活動支援	○ 県・市町村暴排条例の周知徹底 前記のとおり。(省略) ○ 地域暴力団排除活動に対する支援 平成25年度は、

事業名	実施事項	実施した事業内容
		・ 上山市暴力追放協議会総会(5/24)～専務理事講演 ・ 天童市安全・安心なまちづくり市民大会(6/8) ・ 暴力のない明るい南陽市をつくる市民の会総会(6/25) ～ 専務理事講演 ・ 安全と安心のまち酒田市民大会(7/23) ～ 理事長祝辞(専務理事代理) ・ 安全・安心なまちづくり山形市民大会(10/23) ・ 安全・安心なまちづくり米沢市民大会(11/9) ～ 理事長祝辞 の6回の大会・総会に、理事長又は専務理事が出席し、祝辞や講演を行うとともに、大会参加者に機関誌、パンフレット等を提供し支援した。(前年度は5回) また、日程があわず出席できなかった ・ 安全で明るいまちづくり鶴岡大会(11/7) についても機関誌を提供し支援した。 〈参考〉平成24年4月～平成25年3月の状況 ～ 5回参加 ・ 上山市暴力追放協議会総会(5/22)～専務理事講演 ・ 安全と安心のまち酒田市民大会(7/24) ～ 理事長祝辞(専務理事代理) ・ 南陽市暴力追放市民大会(9/27)～専務理事講演 ・ 安全・安心なまちづくり山形市民大会(10/17) ・ 安全・安心なまちづくり米沢市民大会(11/17) ・ 「松山地区暴力追放を促進する会」に対する支援活動別途報告する。 ○ 職域暴力団排除活動に対する支援 平成25年度の職域暴力団排除団体の活動状況は、 ・ 山形県指定自動車教習所協会管理者研修会(4/11) ・ 山形県宅地建物取引業協会通常総会(5/29) ・ 山形県警備業協会通常総会・山形県警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会総会(5/31) ・ 山形県銀行警察連絡協議会総会・運営委員会(7/26) ・ 山形県宅地建物取引業協会山形業務セミナー(7/29) ・ 天童市暴力団縁切り同盟研修会(9/24) ・ 山形県宅建業協会東根地区会員研修会(9/25) ・ 山形駅前暴力団排除同盟研修会(10/28) ・ 山形七日町暴力団排除同盟研修会(11/7) ・ 山形県証券警察連絡協議会総会(11/28) ・ 山形県遊技業組合最北支部研修会(1/20) ・ 高畠町みかじめ料縁切り同盟発足式(1/27) ・ 山形県損害保険防犯対策協議会(2/25) ・ 山形県銀行警察連絡協議会運営委員会(2/28) ・ 長井地区みかじめ料縁切り同盟研修会(3/4) の15回であり、上記総会、研修会等において専務理事が挨拶

事業名	実施事項	実施した事業内容
		や講演等を行うとともに、機関誌、パンフレット等を提供して支援した。(前年度は16回) 山形県遊技業暴力追放協議会については、理事会・評議員会と日程が重なり出席できなかった。 〈参考〉平成24年4月～平成25年3月の状況 ～ 16回参加 ・ 山形県宅地建物利引業協会総会(5/24) ・ 山形県警備業協会総会(5/28) ・ 山形県特殊暴力防止協力会連絡会議(5/30) ・ 山形県遊技業暴力追放協議会(6/19) ・ 山形県銀行警察連絡協議会総会・運営委員会(7/26) ・ 天童市暴力団縁切り同盟結成式(9/24) ・ 米沢市みかじめ料縁切り同盟総会(11/15) ・ 銀山温泉暴力団排除同盟結成式(11/19) ・ 山形駅前・山形七日町暴力団排除同盟結成式(11/21) ・ 村山暴力団縁切り同盟・さくらんぼ東根温泉暴力団等排除同盟合同発足式(11/26) ・ 山形県損害保険防犯対策協議会(2/15) ・ 山形県証券警察連絡協議会総会(2/18) ・ 山形市ホテル協会・警察暴力団追放連絡協議会(2/20) ・ 山形県銀行警察連絡協議会運営委員会(2/28) ・ 神町地区暴力団等排除同盟・東根市料理飲食業組合暴力団等排除同盟合同発足式(3/18) ・ 山形県ゴルフ場暴力団縁切り同盟発足式(3/25)
	(2) 祭典からの暴力団露店排除活動の支援	○ お祭り商業協議会に対する支援 専務理事が、各お祭り商業協議会の副会長となっているが、 ・ 置賜地区お祭り商業協議会総会(4/8) ・ 最上地区お祭り商業協議会総会(6/3) ・ 村山地区お祭り商業協議会総会(7/4) ・ 酒田地区お祭り商業協議会総会(2/17) にそれぞれ出席し、暴排条例施行後における留意点、出店申込者に対する事前調査の徹底等について指導した。 村山地区お祭り商業協議会総会では、協議会を法人化(期限は特に定めていない)することになり、協議会の副会長である専務理事が中心となって、検討することとなった。 ○ 祭典現場からの暴力団排除 祭典主催者及び警察との合同パトロールは、置賜地区の出店状況の確認のため、2月8日、米沢市の上杉雪灯籠まつりにおいて実施した。(前年度は、1月の山形市の初市)
	(3) 企業対象暴力排除活動の支援	○ 県・市町村暴排条例の周知徹底 前記のとおり。(省略) ○ 各種契約に「暴排条項」の導入を推進

事業名	実施事項	実施した事業内容
		・ 不当要求防止責任者講習（金融・行政以外）、企業対象の研修会等で、業種毎に暴排条項の文例を記載してあるパンフレット「暴力団の介入を防止するために」を活用して、「暴排条項」の導入を推進した。 ○ 被害に遭わない環境づくりの推進 ・ 不当要求防止責任者講習、企業が実施した研修会、各種会議等に参加した際に、ポスター、ステッカー等を配布して、事業所等に掲示するよう指導した。 ・ また、当センターに、上記のステッカー等を常備し、来訪者等に提供した。 ○ 賛助会員制度の充実と企業防衛力強化 ・ 当センターのホームページ、機関誌に賛助会員募集の広告を掲載、さらに研修会等を利用して、賛助会員制度の周知と会員の募集活動を実施した。 その結果、平成25年度は、 賛助会費納入件数 259件（前年度 257件 + 2件） 賛助会費納入額 3,985,000円 （前年度 3,910,000円 + 75,000円） と微増の状況となった。 ・ また、賛助会員に対しては、 メールによる情報提供 機関誌、パンフレット等の暴排資料の配付 社員研修会等への講師派遣 等を実施して、反社会的勢力対策の強化を支援した。 平成25年度のメールによる情報提供は35回（前年度は22回、+ 13回）である。
	(4) 総会屋排除活動の支援	・ 株主総会等における総会屋等の不当な介入の排除を図るため、当センターが事務局となり、6月6日、「山形県特殊暴力防止協力会連絡会議」を開催し、会員企業間の情報交換を実施した。 ・ 席上、組織犯罪対策課長が「最近の暴力団情勢等について」と題して講話を行い、当センターは、暴力団組長の賠償責任制度や適格都道府県センター制度について説明し、暴力団等からの被害に遭った際は、警察に連絡し法的に対応するのがコンプライアンスである旨あらためて要請した。
	(5) 行政対象暴力排除活動の支援	○ 危機管理意識の啓発と対応要領の指導強化 ・ 行政機関が、行政対象暴力等に迅速的確に対応するには、この種事案に対する行政機関の危機管理意識を高めることが重要である。そのため、自治体の職員を対象とした不当要求防止責任者講習を、 5月7日、5月9日、5月10日、9月3日、9月5日の5回、156名に対し実施して対応要領を指導した。 ・ また、庁舎内に暴排ポスターやステッカー等を掲示する

事業名	実施事項	実施した事業内容
		よう促した。 さらに、 山形市不当要求行為等研修会（5/20） 上山市暴力追放協議会総会（5/24） 新庄地区公共料金等暴力対策協議会総会（7/17） 村山総合支庁行政暴力に対する職員研修会（7/19） 山形県内公立文化施設協議会総合研究会（11/8） 米沢市役所職員研修会（11/21） の6自治体等で開催した研修会等で、専務理事、暴力追放相談委員が、DVDの視聴や講演・講話により、危機管理意識の啓発と対応要領の指導を実施した。 ○ 公共工事・施設等からの暴力団排除活動の支援 前記企業対象暴力排除活動と同じ。
3 暴力相談事業 （公2）	(1) 暴力相談委員の委嘱	- 民事介入暴力や不当要求行為の暴力相談を適正かつ迅速に実施するため、専門的知識を有する、常勤または非常勤の暴力追放相談委員を委嘱し助言や指導を行っている。 - 暴力追放相談委員は、常勤相談委員2名のほか、 民暴弁護士 2名 少年指導委員 2名 保護司 1名 警察OB（前専務理事）1名 の計8名に委嘱した。 - 平成25年度の相談件数は93件（前年度は91件で＋2件）で、横ばいの状況であった。銀行・保険業等各業界において、反社データベースの構築が進み、年度当初は属性照会が減少したが、12月ころから、カード会社等からの属性照会が増加し、最終的には昨年度とほぼ同数の相談件数となった。 相談者の種別別は、 金融・保険業 70件 建設業 6件 不動産業 4件 産廃業 2件 ゴルフ場 2件 その他 9件 となっている。 - 相談の内容については、属性照会が多いが、警察と連携を図って解決した事案等もあり、例年と比べても遜色はなかった。引き続き、広報に努める。
	(2) 関係機関等との連携強化	複雑多岐にわたる暴力相談に迅速的確に対応するため、 - 県民相談相互支援ネットワーク会議（6/18） - 山形県被害者支援連絡協議会総会及び研修会（6/29） に当センターの暴力追放相談委員が出席し、相談業務を担当している各行政機関・団体の相談窓口担当者との連携及び情報交

事業名	実施事項	実施した事業内容
		換の強化を図ったが、他相談機関と連携した事案はなかった。
	(3) 事案の掘り起こしと対応の強化	賛助会員をはじめ多種企業との情報交換を実施したが、新たな事案の掘り起こしはなかった。
	(4) 相談事業の広報	機関誌「シャットアウト」やホームページへに掲載しているほか、不当要求防止責任者講習や各種研修会等を利用しての広報、路線バスを活用した広報等を実施した。
4 少年対策事業 (公2)	(1) 少年を暴力団から守る活動の実施	- 警察本部少年課主催の山形県少年指導委員研修会(5/22)に専務理事が出席し、暴力団の実態・内情・少年に対する影響の排除について指導した。 - 今後の少年に対する暴排教育の参考とするため、12月13日開催の民暴研究会において、先進県である横浜弁護士会の冬木弁護士の講演を聴講した。
	(2) 暴力団排除広報資料作成配布	機関誌など既存の資料を提供した。
5 離脱援助事業 (公2)	(1) 暴力団離脱に対する支援	○ 該当事案はなかった。
	(2) 社会復帰の支援	○ 暴力団離脱者受け入れ体制の整備 - 離脱した暴力団員の支援のため、平成4年12月に設立した「離脱暴力団ワークケア協議会」なる組織があり当センターが事務局になっているが、完全に形骸化していた。 この協議会を機能させる第一歩として、警察本部と連携して受入企業を交えた研修会を実施した。(11/29) - 研修会の結果を踏まえ、「離脱暴力団ワークケア協議会」をいったん解散し、会員や具体的任務の見直しを図り、新たに、平成26年2月21日、当センターが事務局となって、「山形県離脱暴力団ワークケア協議会」を設立し、実効のある離脱支援を実施していくこととなった。 ○ 更正の支援 該当事案はなかった。
6 不当要求防止責任者講習事業 (公3)	(1) 効果的な責任者講習会の実施	○ 県・市町村暴排条例の周知徹底 前記のとおり。(省略) ○ 実務的講習内容の充実 事業所及び自治体等の不当要求防止責任者に、暴力団の実態及び不当要求の形態とその対応要領等について、民暴委員会所属の弁護士による講話 視聴覚教材の活用等を取り入れた講習等実務的内容に配意した講習を実施した。

事業名	実施事項	実施した事業内容
		平成25年度の不当要求防止責任者講習の実施状況は、 行政対象 5回 156名（前年度 5回 146名 +10名） 金融対象 10回 274名（前年度 9回 266名 +8名） それ以外 11回 328名（前年度 12回 377名 -49名） 計 26回 758名（前年度 26回 789名 -31名） であった。
7 不当要求情報管理機関の支援事業（公2）	(1) 照会に対する回答	不当要求情報管理機関からの照会はなかった。
8 被害者救済事業（公2）	(1) 訴訟費用の貸付	実施事案はなかった。
	(2) 被害者見舞金の支給	実施事案はなかった。
	(3) 犯罪被害者支援機関団体との連携	犯罪被害者支援団体等との連携強化を図り、暴力団犯罪の被害者及び悩みや苦しみを抱えている家族等に対する支援活動を実施することとしているが、該当事案はなかった。
9 少年指導委員研修事業（公2）	(1) 少年指導委員研修会の開催	前記4(1)のとおり、警察本部少年課主催の山形県少年指導委員研修会（5/22）に専務理事が出席し、暴力団の実態・内情・少年に対する影響の排除について指導した。
10 調査研究事業（公1）	(1) 不当要求実態の調査	不当要求防止責任者講習、各種研修会等を利用して、不当要求の実態について調査したが、特異な動向はなかった。
	(2) 暴力追放モニターの委嘱	暴力追放運動に関する地域住民の要望や意見を把握するとともに、暴力団員の動静等を把握するため、暴力追放協力員50名を暴力追放モニターに委嘱し、 9月30日（於：山形県総合研修センター 21名対象） 10月1日（於：庄内警察署 16名対象） 10月2日（於：南陽警察署 13名対象） の3回に分けて研修会を開催した。 前年度は、5月24日、5月31日、6月4日と年度の早い時期に実施したが、平成25年度は、適格都道府県センターの認定申請等の作業があり、この時期には実施できなかった。
	(3) 情報資料の収集と積極的情報提供	公刊資料等を活用し、暴力団の動向や不当要求事例関係の情報を収集し、関係機関、賛助会員等に情報提供した。 また、エセ同和団体が、県内企業の事務所等に架電している

事業名	実施事項	実施した事業内容
		事実を把握したので、賛助会員等にその旨情報提供し、被害の未然防止を図った。
	(4) 民暴研究会との連携強化	12月13日、山形県弁護士会の会議室において民暴研究会を開催し、 ・ 少年に対する暴排教育に関する前記冬木弁護士の講演 ・ 暴力団離脱者の社会復帰に関する警察庁暴力団対策課高宮補佐による講演 を聴講したが、今後の活動を推進する上で有意義であった。
	(5) 事業推進の効率化	事業の適正かつ円滑な運営を図るため、専務理事又は相談委員等が ・ 東北ブロック暴迫センター連絡協議会(6/12) ・ 民事介入暴力対策岐阜大会(7/12) ・ 暴力追放相談委員研修会(7/17) ・ 民事介入暴力対策和歌山大会(11/1) ・ 全国暴力追放運動中央大会(11/26) ・ 専務理事及び事務局長研修会(2/18) に参加して研鑽を図った。
11 その他	(1) 理事会及び評議員会の開催	当センターの事業を健全に推進するため、下記のとおり理事会・評議員会を開催して事業報告等を行うとともに、適格都道府県センターの認定申請のための定款の一部改正、諸規程の制定等の議案を上程し、全て承認された。 また、平成25年度は、理事・監事の改選期にあたっており、新たに理事7名（再任4名、新任3名）、監事2名（2名とも再任）が選任された。 ・ 第1回目の理事会（5月16日 開催）の議案等 - 平成24年度の事業及び決算について - 適格都道府県センター認定の申請について - 定款の一部改正について ・ 定時評議員会（6月18日 開催）の議案等 - 平成24年度の事業報告について - 平成24年度の財務諸表の承認について - 役員の選任について - 定款の一部改正について - 適格都道府県センターの認定申請について ・ 第2回目の理事会（6月18日 開催）の議案等 - 理事長の選任について - 専務理事の選任について - 事務局長の承認について - 会長、副会長、顧問及び参与の委嘱の承認について - 差止請求関係業務規程の制定について - 検討委員の選任について - 差止請求関係業務積立資産取扱規程の制定について

事業名	実施事項	実施した事業内容
		事務局規程の一部改正について 相談事業規程の一部改正について 個人情報保護規程の一部改正について - 第3回目の理事会（9月27日開催）の議案等 平成25年度の事業報告について（4月～7月まで） - 第4回目の理事会（2月25日開催）の議案等 平成25年度の事業報告について（8月～12月まで） 平成25年度収支予算の補正について 元暴力団事務所の購入等について 平成26年度の事業計画及び収支予算について - 臨時評議員会（3月18日）の議案等 平成25年度収支予算の補正について 平成26年度の事業計画及び収支予算について
	(2) 暴力追放功労表彰の実施	当センターで上申した下記の者が表彰された。 （公財）山形県暴力追放運動推進センター会長（山形県知事） 山形県警察本部長連名表彰 11月11日開催の「暴力追放県民大会」の席上で表彰 【暴力追放功労者表彰】 山形市 株式会社 メコム 長井市 株式会社 安部組 鶴岡市 株式会社 佐藤渡辺鶴岡営業所 酒田市 林建設工業 株式会社 - 全国暴力追放運動推進センター会長・警察庁長官連盟表彰 11月26日開催の「全国暴力追放運動中央大会」の席上で表彰 【暴力追放功労者栄誉銅章】 山形市 濫谷 哲
	(3) 適格センターとして認定を受けるための作業	- 国家公安委員会に対する適格都道府県センターの認定申請 差止請求関係業務規程等を新たに制定し、また、事務局規程、相談事業規程等を改正する等の整備を諮り、平成25年6月25日認定申請し、7月25日認定された。 - 知事に対する変更認定申請 暴力団対策法の一部改正を受けて、都道府県暴追センターの事業として追加された6号の事業について、当センター定款の事業に追加するため、評議員会の決議を経て、一部改正の定款（案）を添付し、平成25年7月18日知事に対して事業変更の認定申請を実施し、9月2日認定された。

貸 借 対 照 表

平成26年3月31日 現在

科 目		2 5 年 度	2 4 年 度	(単位:円) 増 減
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金		4,818,438	4,714,216	104,222
流動資産合計		4,818,438	4,714,216	104,222
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金		1,000,000	1,000,000	0
投資有価証券		660,029,100	672,355,800	△ 12,326,700
基本財産合計		661,029,100	673,355,800	△ 12,326,700
(2) 特定資産				
暴力団排除活動推進資産		50,324,352	59,617,580	△ 9,293,228
差止請求関係業務積立資産		7,338,968	0	7,338,968
減価償却引当資産		3,714,278	3,611,683	102,595
特定資産合計		61,377,598	63,229,263	△ 1,851,665
(3) その他固定資産				
車両運搬具		1	102,596	△ 102,595
什器備品		95,551	127,401	△ 31,850
電話加入権		75,600	75,600	0
その他固定資産合計		171,152	305,597	△ 134,445
固定資産合計		722,577,850	736,890,660	△ 14,312,810
資産合計		727,396,288	741,604,876	△ 14,208,588
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金		172,842	282,458	△ 109,616
預り金		0	93,310	△ 93,310
流動負債合計		172,842	375,768	△ 202,926
負債合計		172,842	375,768	△ 202,926
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金		657,454,401	669,678,594	△ 12,224,193
指定正味財産合計		657,454,401	669,678,594	△ 12,224,193
(うち基本財産への充当額)		(657,454,401)	(669,678,594)	12,224,193
2. 一般正味財産				
(うち基本財産への充当額)		69,769,045	71,550,514	△ 1,781,469
(うち特定資産への充当額)		(3,574,699)	(3,677,206)	102,507
(うち特定資産への充当額)		(61,377,598)	(63,229,263)	1,851,665
正味財産合計		727,223,446	741,229,108	△ 14,005,662
負債及び正味財産合計		727,396,288	741,604,876	△ 14,208,588

正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科 目	平成25年度	平成24年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益	11,322,250	11,737,243	△ 414,993
基本財産運用益	1,045,827	322,605	723,222
特定資産運用益	3,985,000	3,910,000	75,000
受取賛助金	2,000,000	1,970,000	30,000
事業収益			
受取補助金等			
受取負担金			
受取寄付金			
雑収益	625	662	△ 37
経常収益計	18,353,702	17,940,510	413,192
(2) 経常費用			
事業費	15,083,491	15,078,766	4,725
役員報酬	3,353,760	3,353,760	0
給与手当	3,964,992	3,964,992	0
福利厚生費	1,134,990	1,169,444	△ 34,454
会議費	86,645	116,665	△ 30,020
旅費交通費	406,226	303,953	102,273
通信運搬費	289,427	341,340	△ 51,913
減価償却費	111,993	405,622	△ 293,629
消耗什器備品費	78,544	263,621	△ 185,077
消耗品費	2,412,057	1,634,581	777,476
修繕費	19,070	64,201	△ 45,131
印刷製本費	1,292,023	1,511,189	△ 219,166
燃料費	82,462	79,901	2,561
光熱水費	68,220	67,447	773
賃借料	453,309	565,294	△ 111,985
保険料	101,511	128,141	△ 26,630
諸謝金	318,007	298,150	19,857
租税公課	32,904	53,396	△ 20,492
負担金	0	0	0
助成金	300,000	400,000	△ 100,000
委託費	531,280	290,515	240,765
雑費	46,071	66,554	△ 20,483

管理費	2,994,913	3,057,934	△ 63,021
役員報酬	838,440	838,440	0
給与手当	656,208	656,208	0
福利厚生費	230,816	237,822	△ 7,006
会議費	232,993	217,653	15,340
旅費交通費	39,568	34,706	4,862
通信運搬費	95,446	84,354	11,092
減価償却費	22,452	81,319	△ 58,867
消耗什器備品費	15,746	52,849	△ 37,103
消耗品費	111,222	76,340	34,882
修繕費	3,820	12,869	△ 9,049
印刷製本費	85,892	115,933	△ 30,041
燃料費	16,528	16,014	514
光熱水費	13,629	13,515	114
賃借料	60,288	63,729	△ 3,441
保険料	20,349	25,689	△ 5,340
租税公課	6,596	10,704	△ 4,108
負担金	69,500	69,500	0
委託費	357,020	357,020	0
雑費	118,400	93,270	25,130
経常費用計	18,078,404	18,136,700	△ 58,296
評価増益等調整前当期経常増減額	275,298	△ 196,190	471,488
基本財産評価増減等	△ 102,507	329,117	△ 431,624
特定資産評価増減等	△ 1,954,260	4,513,080	△ 6,467,340
損益評価等計	△ 2,056,767	4,842,197	△ 6,898,964
当期経常増減額	△ 1,781,469	4,646,007	△ 6,427,476
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	57,774,801	△ 57,774,801
基本財産運用益	0	57,774,801	△ 57,774,801
経常外収益計			
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	57,774,801	△ 57,774,801
当期経常外増減額	△ 1,781,469	62,420,808	△ 64,202,277
当期一般正味財産増減額	71,550,514	9,129,706	62,420,808
一般正味財産期首残高	69,769,045	71,550,514	△ 1,781,469
一般正味財産期末残高			

II	指定正味財産増減の部				
	基本財産運用益	0	61,892,697	△ 61,892,697	
	基本財産評価益	0	39,404,900	△ 39,404,900	
	基本財産評価損	12,224,193	0	12,224,193	
	一般正味財産への振替額	0	△ 58,184,003	58,184,003	
	当期指定正味財産増減額	△ 12,224,193	43,113,594	△ 55,337,787	
	指定正味財産期首残高	669,678,594	626,565,000	43,113,594	
	指定正味財産期末残高	657,454,401	669,678,594	△ 12,224,193	
III	正味財産期末残高	727,223,446	741,229,108	△ 14,005,662	

正味財産増減計算書 内訳表

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計					法人会計	合 計
	広報啓蒙事業	相談・活動事業	責任者講習事業	共通	事業費計		
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益				9,057,800	9,057,800	2,264,450	11,322,250
特定資産運用益				1,045,827	1,045,827	0	1,045,827
受取賛助金				1,992,500	1,992,500	1,992,500	3,985,000
事業収益			2,000,000		2,000,000	0	2,000,000
受取補助金等							
受取負担金							
受取寄付金							
雑収益				500	500	125	625
経常収益計	0	0	2,000,000	12,096,627	14,096,627	4,257,075	18,353,702
(2) 経常費用							
事業費	6,828,406	6,194,800	2,060,285	0	15,083,491		15,083,491
役員報酬	1,509,192	1,341,504	503,064	0	3,353,760		3,353,760
給与手当	1,617,420	1,830,000	517,572	0	3,964,992		3,964,992
福利厚生費	484,857	491,704	158,429	0	1,134,990		1,134,990
会議費	18,245	65,335	3,065	0	86,645		86,645
旅費交通費	127,518	240,811	37,897	0	406,226		406,226
通信運搬費	146,405	108,976	34,046	0	289,427		289,427
減価償却費	47,459	49,342	15,192	0	111,993		111,993
消耗什器備品費	33,284	34,606	10,654	0	78,544		78,544
消耗品費	720,936	1,256,909	434,212	0	2,412,057		2,412,057
修繕費	8,077	8,410	2,583	0	19,070		19,070
印刷製本費	1,198,527	86,320	7,176	0	1,292,023		1,292,023
燃料費	34,937	36,345	11,180	0	82,462		82,462
光熱水費	28,813	30,185	9,222	0	68,220		68,220
賃借料	203,203	132,003	118,103	0	453,309		453,309
保険料	43,016	44,725	13,770	0	101,511		101,511
諸謝金	73,007	80,000	165,000	0	318,007		318,007
租税公課	13,943	14,498	4,463	0	32,904		32,904
負担金	0	0	0	0	0		0
助成金	0	300,000	0	0	300,000		300,000
委託費	501,038	23,124	7,118	0	531,280		531,280
雑費	18,529	20,003	7,539	0	46,071		46,071

財産目録

平成26年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	預金	普通預金 山形銀行本店 山形銀行本店 きらやか銀行	運転資金として	4,818,438 4,771,257 1,000 46,181
流動資産合計				
(固定資産)	基本財産	山形銀行本店	公有目的保有財産で有り、運用益の8割を目的事業会計で2割を法人会計の財源としている。	661,029,100 1,000,000
特定資産	定期預金	野村・大和証券 国債	公有目的保有財産で有り、運用益を、公益目的事業の財源としている。	660,029,100
	投資有価証券	野村証券 国債		61,377,598
	暴力団排除活動推進資産	野村証券 国債		50,324,352
	差止請求関係業務積立資産	野村証券 国債		7,338,968
その他固定資産	減価償却引当資産	きらやか銀行	公益目的事業を行うに必要な固定資産購入のための準備資金として保有している。	3,714,278
	車両運搬具	普通自動車	公益事業会計、法人会計で	171,152
	什器備品	テレビ・プロジェクター	使用している。	95,551
	電話加入権			75,600
固定資産合計				722,577,850
資産合計				727,396,288
(流動負債)	未払金		3月分の庁舎使用料、コピー社会保険料、高速料	172,842
	預り金			0
流動負債合計				172,842
負債合計				172,842
正味財産				727,223,446

財務諸表に対する注記

- 1 重要な会計方針

公益法人会計基準（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用している。

 - 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券

・・・満期保有目的の債券は昨年度中において一部売却したことにより、（公益法人会計基準に関する）実務指針の定めに従って、すべて満期保有目的以外に振り替えた結果、該当するものはない。
 - (2) 満期保有目的の債券以外の有価証券
 - ① 時価のあるもの

・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっている。
 - 2) 固定資産の減価償却の基準

車両運搬具及び什器備品は、定額法による減価償却を行っている。
 - 3) 消費税等の会計処理

税込処理を行っている。
- 2 基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	672,355,800		△ 12,326,700	660,029,100
定期預金	1,000,000		0	1,000,000
小 計	673,355,800		△ 12,326,700	661,029,100
特定資産				
暴力団排除活動推進資産	59,617,580		△ 9,293,228	50,324,352
差止請求関係積立資産	0	7,338,968		7,338,968
減価償却引当資産	3,611,683	102,595		3,714,278
小 計	63,229,263	7,441,563	△ 9,293,228	61,377,598
合 計	736,585,063	7,441,563	△ 21,619,928	722,406,698

3

基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
投資有価証券	660,029,100	(657,004,487)	(3,024,613)	(-)
定期預金	1,000,000	(449,914)	(550,086)	(-)
小 計	661,029,100	(657,454,401)	(3,574,699)	(-)
特定資産				
投資有価証券	57,663,320	(0)	(57,663,320)	(-)
定期預金	3,714,278	(0)	(3,714,278)	(-)
小 計	61,377,598	(0)	(61,377,598)	(-)
合 計	722,406,698	(657,454,401)	(64,952,297)	(-)

4

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	2,580,915	2,580,914	1
什器備品	370,650	275,099	95,551
合 計	2,951,565	2,856,013	95,552

該当事項のないものについては、記載を省略している。

また、付属明細書は、財務諸表の注記に記載しているため省略している。

平成26年度 事業計画

基本方針	暴力団等反社会的勢力による不当な行為の予防及び暴力団等反社会的勢力による不当な行為の被害者等に対する支援等に関する事業を行い、県民の暴力団追放意識の高揚に資するとともに、暴力団追放活動を推進し、もって暴力団等反社会的勢力の根絶・弱体化を図り、安全で平穏な山形県の実現に寄与する。
------	--

事業名	実施事項	実施内容
1 暴力団追放 広報啓発事業 (公1)	(1) 普及宣伝活動の実施	○ 県・市町村暴力団排除条例の周知徹底 暴力団排除条例の周知を図り、県民の暴力団排除意識を醸成する。 ○ 研修・講習の実施 暴力団排除活動は、暴力団を「社会の敵」と認識し、暴力団が存在し得ない環境や条件を作り出すことが不可欠である。そのため、企業、行政機関、暴力団排除団体等が実施する研修会等に役職員を派遣し、暴力団の実態、暴力追放三ない運動の重要性、不当要求に対する対応要領等の研修、講習を実施する。 ○ ホームページの活用 ホームページの内容の充実を図り、効果的な広報啓発活動を推進する。 ○ 路線バスを活用した広報 路線バスの車内放送を利用し、県民の暴力団排除意識を醸成する。
	(2) 暴力団追放 広報資料等の 作成配布	○ 機関誌・パンフレット・ポスター等の配布 暴力団等反社会的勢力からの被害防止を図るため、暴力団等の実態、不当要求等の形態と対応要領等に関する機関誌、パンフレット等を、企業、行政機関、暴力団排除団体等に広く配布する。

事業名	実施事項	実施内容
	(3) 視聴覚教材の貸出	企業、行政機関、暴力団排除団体等の要請に応じ、暴力団等反社会的勢力による不当要求対応要領等のビデオ・DVDの貸出しを行う。
	(4) 暴力追放県民大会の開催	県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、広く県民を結集し、山形県警察本部との共催による暴力追放県民大会を開催する。
2 暴力団排除組織支援事業 (公2)	(1) 暴力団排除団体の活動支援	○ 県・市町村暴力団排除条例の周知徹底 暴力団排除条例の周知を図り、県民の暴力団排除意識を醸成する。 ○ 地域暴力団排除活動に対する支援 各地域の暴力団排除活動の促進を図るため、市町村等の暴力団排除団体との連携を強化し、各種広報資料の提供、講師派遣、視聴覚教材の貸出し等の支援活動を実施する。 ○ 職域暴力団排除活動に対する支援 各職域の暴力団排除活動の促進を図るため、各職域暴力団排除団体との連携を強化し、関係情報や広報資料の提供、講師派遣、視聴覚教材の貸出し等の支援活動を実施する。
	(2) 祭典からの暴力団露店排除活動の支援	○ お祭り商業協議会に対する支援 露店営業に対する暴力団の介入を排除し、明るく健全な祭典等を実現するため、各地区のお祭り商業協議会の運営及び暴力団排除活動等について支援する。 ○ 祭典現場からの暴力団排除 祭典現場から暴力団を排除するため、市町村・商工会議所等の祭典主催者及び警察との連携強化を図る。
	(3) 企業対象暴力排除活動の支援	○ 県・市町村暴力団排除条例の周知徹底 暴力団排除条例の周知を図り、県民の暴力団排除意識を醸成する。

事業名	実施事項	実施内容
		○ 暴力団排除条項の導入を推進 各企業が、暴力団等反社会的勢力との関係遮断を内外に宣言するとともに、契約書・取引約款等に暴力団排除条項を導入するよう支援活動を推進する。 ○ 被害に遭わない環境づくりの推進 暴力団から攻撃されない環境作りのため、ポスター、ステッカー等視覚に訴えた環境整備を支援する。 ○ 賛助会員制度の充実と企業の防衛力強化 賛助会員制度の周知を図り、会員募集活動を強化するとともに、メールによる賛助会員に対する情報提供や社員研修会への講師派遣等を通じて、会員企業の反社会的勢力対策の強化を支援する。
	(4) 総会屋排除活動の支援	総会屋の不当な介入の排除を図るため、山形県特殊暴力防止協力会の会員との連携を強化するとともに、総会屋に関する各種情報を提供する。
	(5) 行政対象暴力排除活動の支援	○ 危機管理意識の啓発と対応要領の指導強化 行政対象暴力に迅速的確に対応できるように、行政機関の職員等に対して、講話や実践的講習等を実施して、危機管理意識の啓発を図るとともに、対応要領等について指導する。 また、庁舎内に暴力団排除ポスターやステッカー等を掲示するよう指導する。 ○ 公共工事・施設等からの暴力団排除活動の支援 公共事業や公共施設から暴力団を排除するため、暴力団排除団体等との連携強化を図るとともに、広報資料や関連情報の提供及び研修会等の開催などを実施して支援する。

事業名	実施事項	実施内容
3 暴力相談事業 (公2)	(1) 暴力相談委員の委嘱	民事介入暴力や不当要求行為の暴力相談を適正かつ迅速に実施するため、専門的知識を有する、常勤または非常勤の暴力相談委員を委嘱し助言や指導を行う。
	(2) 関係機関等との連携強化	多岐にわたる暴力相談に迅速に対応し、県民の不安を早期に除去するため、県警察を始め相談業務を担当している各行政機関・団体の相談窓口担当者との連携及び情報交換の強化を図る。
	(3) 事案の掘り起こしと対応の強化	賛助会員等との情報交換を実施するなど、事案を能動的に把握し、県警察及び弁護士会等と連携しながら解決を図っていく。
	(4) 相談事業の広報	フリーダイヤル利用等による暴力相談の促進を図るため、各種広報を積極的に実施する。 路線バスの車内放送を利用したの広報も推進する。
4 暴力団事務所撤去運動等支援事業 (公2)	(1) 差止請求関係業務による支援	国家公安委員会から適格都道府県センターに認定されたことから、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けたときは、差止請求関係業務を推進する。
	(2) 暴力団事務所撤去に関する支援	○ 暴力団事務所の撤去に向けた広報活動等 使用差止請求訴訟に勝訴した場合でも、また、それ以外での事務所撤去の場合でも、最終的には、事務所買取りの問題が出て来る。 これに対応するためには、付近住民、関係自治体、県警察、県弁護士会等との連携が不可欠であり、連携強化のために、広報活動、監視活動、保護対策等を推進する。 ○ 一時的な購入 いったん暴追センターが購入し、その後第三者が購入するという例が全国的に散見されるが、当センターもこのような場合に対応できるよう県警察、県弁護士会と連携を図る。

事業名	実施事項	実施内容
5 少年対策事業 (公2)	(1) 少年を暴力団から守る活動の実施	少年の健全育成を目指す関係機関団体及び少年指導委員と連携し、少年に対する暴力団の影響を排除し、少年の加入阻止を図る。
	(2) 暴力団排除広報資料の作成配布	少年を暴力団から守る活動の重要性や暴力団の反社会的、非人道的な活動の実態について、広報資料等を活用して広報に努める。
6 離脱援助事業 (公2)	(1) 暴力団離脱に対する支援	暴力団から離脱する意志を有する者に対して、積極的に支援するとともに、社会復帰を果たすため必要な経費について無利子で貸付けを行う。
	(2) 社会復帰の支援	○ 暴力団離脱者受け入れ体制の整備 企業、関係機関団体及び県警察との連携を図りながら、受入企業の整備を図る。 ○ 更正の支援 保護司をはじめとする更正機関団体との連携を図り、暴力団離脱者の更正を支援する。
7 不当要求防止責任者講習事業 (公3)	(1) 効果的な責任者講習会の実施	○ 県・市町村暴力団排除条例の周知徹底 暴力団排除条例の周知を図り、県民の暴力団排除意識を醸成する。 ○ 実務的講習内容の充実 不当要求防止責任者に対し、暴力団の実態及び不当要求の形態とその対応要領等について、最新の暴力団情勢に基づいた実務的な講習を実施する。 また、弁護士等部外講師による講話及び視聴覚教材の活用等を取り入れた講習を実施する。
8 不当要求情報管理機関の支援事業 (公2)	(1) 照会に対する回答	不当要求情報管理機関からの照会に対し迅速・的確に対応する。

事業名	実施事項	実施内容
9 被害者救済事業 (公2)	(1) 訴訟費用の貸付	暴力団事務所等の明け渡しに関する訴訟及び暴力団員等を相手とする損害賠償請求等に関する訴訟費用等若しくは暴力団事務所の買取り等に要する費用等を、無利子で貸し付ける。
	(2) 被害者見舞金の支給	暴力団員による傷害事件等の被害者及び各種暴力追放運動の活動に伴って受傷した被害者等に対して、見舞金を支給する。
	(3) 犯罪被害者支援機関団体との連携	犯罪被害者支援団体等との連携強化を図り、暴力団犯罪の被害者及び悩みや苦しみを抱えている家族等に対する支援活動を実施する。
10 少年指導委員研修事業 (公2)	(1) 少年指導委員研修会の開催	少年に対する暴力団からの影響を排除するため、少年指導委員に対して、暴力団情勢や少年に対する暴力団の関わりに関する事例、暴力団の排除要領等について研修を実施する。
11 調査研究事業 (公1)	(1) 不当要求実態の調査	暴力団犯罪の被害防止及び当センターの各種事業に役立てるため、企業や行政機関等に対し、不当要求などの実態について、聞き取り等の調査を実施する。
	(2) 暴力追放モニターの委嘱	暴力団追放運動に関する地域住民の要望や意見及び暴力団員等の動静等を把握するため、各警察署推薦による暴力追放協力員を暴力追放モニターに委嘱し、活動要領等についての研修会を実施して実効性を確保する。
	(3) 情報資料の収集と積極的情報提供	公刊資料等を活用し、暴力団の動向や不当要求事例関係の情報を収集構築するとともに、関係機関団体等に積極的に情報提供し、被害の未然防止を図る。
	(4) 民暴研究会との連携強化	企業対象暴力事案及び行政対象暴力事案等に対して、迅速適格な対応を図るため、山形県民事介入暴力対策研究会（民暴研究会）との連携強化を図る。

事業名	実施事項	実施内容
	(5) 事業推進の効率化	全国センター及び関係機関団体が主催する各種研修会に参加し、各種施策を積極的に取り入れ、事業の適性かつ円滑な運営を図る。
12 その他	(1) 理事会及び評議員会の開催	本センターの事業を健全に推進するため、定期的に理事会に事業の報告を行い、必要に応じて理事会、評議員会を開催する。
	(2) 暴力追放功労表彰の実施	暴力追放活動に功労があった個人及び団体にして表彰を実施する。
	(3) 財政基盤の拡充	○ 賛助会員の募集活動の推進 賛助会費は事業活動を推進するための中核的な財政基盤であることから、新規会員の募集活動を推進する。 ○ 基本財産の適正かつ効果的な運用 事業活動を推進するために、基本財産を適正かつ効果的に運用する。

平成26年度 収支予算書（損益）

26-1

科 目	26年度予算	25年度予算	増 減	摘 要
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	11,323,000	11,323,000	0	事業費と管理費の 収益区分 8:2
特定資産運用益	1,046,000	1,046,000	0	10:0
受取貸付金	3,800,000	3,800,000	0	5:5
事業収益	2,000,000	2,000,000	0	10:0
受取補助金等				
受取負担金				
受取寄付金	2,000	2,000	0	8:2
雑収益	18,171,000	18,171,000	0	
(2) 経常費用				
経常収益	15,048,000	14,960,000	88,000	事業費の内訳は 別紙のとおり
経常費用	3,356,000	3,356,000	0	
事業費	4,334,000	3,976,000	358,000	
役員報酬	1,211,000	1,172,000	39,000	
給与手当	163,000	102,000	61,000	
福利厚生費	341,000	310,000	31,000	
会議費	318,000	373,000	△ 55,000	
旅費交通費	28,000	114,000	△ 86,000	
通信運搬費	226,000	226,000	0	
減価償却費	2,000,000	1,920,000	80,000	
消耗什器備品費	93,000	100,000	△ 7,000	
消耗品費	1,141,000	1,442,000	△ 301,000	
修繕費	85,000	90,000	△ 5,000	
印刷製本費	69,000	79,000	△ 10,000	
燃料費	465,000	543,000	△ 78,000	
光熱水費	123,000	109,000	14,000	
賃借料	305,000	310,000	△ 5,000	
保険料	55,000	35,000	20,000	
諸謝金	0	0	0	
租税公課	100,000	100,000	0	
負担金	585,000	563,000	22,000	
助成金	50,000	40,000	10,000	
委託費				
雑費				

管理費	3,133,000	3,108,000	25,000
役員報酬	840,000	840,000	0
給与手当	715,000	657,000	58,000
福利厚生費	247,000	238,000	9,000
会議費	212,000	217,000	△ 5,000
旅費交通費	42,000	48,000	△ 6,000
通信運搬費	78,000	85,000	△ 7,000
減価償却費	6,000	23,000	△ 17,000
消耗什器備品費	45,000	45,000	0
消耗品費	100,000	156,000	△ 56,000
修繕費	19,000	22,000	△ 3,000
印刷製本費	100,000	120,000	△ 20,000
燃料費	17,000	20,000	△ 3,000
光熱水費	14,000	17,000	△ 3,000
賃借料	59,000	75,000	△ 16,000
保険料	25,000	22,000	3,000
租税公課	11,000	7,000	4,000
負担金	70,000	71,000	△ 1,000
委託費	433,000	360,000	73,000
雑費	100,000	85,000	15,000
経常費用計	18,181,000	18,068,000	88,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 10,000	103,000	△ 88,000
基本財産評価損益等			0
特定資産評価損益等			0
投資有価証券評価損益等			
損益評価等計	△ 10,000	103,000	△ 88,000
当期経常増減額			
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
基本財産運用益			0
基本財産売却益等振替額			0
固定資産受贈益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
計上外費用計			
固定資産減損損失			
災害損失			0
経常外費用計			0
当期経常外増減額			
他会計振替額			
当期一般正味財産増減額	△ 10,000	103,000	292,399
一般正味財産期首残高	71,653,514	71,550,514	103,000
一般正味財産期末残高	71,643,514	71,653,514	△ 10,000

Ⅱ	指定正味財産増減の部				
	基本財産運用益				0
	基本財産受取利息				0
	基本財産売却益等				0
	一般正味財産への振替額				0
Ⅲ	当期指定正味財産増減額	0	0		
	指定正味財産期首残高	669,678,594	669,678,594		0
	指定正味財産期末残高	669,678,594	669,678,594		0
	指定正味財産期末残高	741,322,108	741,332,108		△ 10,000
	正味財産期末残高				

平成26年度 事業費毎予算書（損益）

科 目	広報啓蒙活動費（公1）			相談・活動費（公2）			責任者講習事業（公3）			事業費 計		
	26年度予算	25年度予算	増 減	26年度予算	25年度予算	増 減	26年度予算	25年度予算	増 減	26年度予算	25年度予算	増 減
事業活動支出計	7,070,000	7,393,000	△ 323,000	5,814,000	5,475,000	339,000	2,164,000	2,092,000	72,000	15,048,000	14,960,000	88,000
役員報酬	1,510,000	1,510,000	0	1,342,000	1,342,000	0	504,000	504,000	0	3,356,000	3,356,000	0
給料手当	1,767,000	1,618,000	149,000	2,000,000	1,840,000	160,000	567,000	518,000	49,000	4,334,000	3,976,000	358,000
福利厚生費	517,000	501,000	16,000	525,000	507,000	18,000	169,000	164,000	5,000	1,211,000	1,172,000	39,000
会議費	22,000	17,000	5,000	137,000	80,000	57,000	4,000	5,000	△ 1,000	163,000	102,000	61,000
旅費交通費	51,000	23,000	28,000	217,000	252,000	△ 35,000	73,000	35,000	38,000	341,000	310,000	31,000
通信運搬費	178,000	221,000	△ 43,000	107,000	117,000	△ 10,000	33,000	35,000	△ 2,000	318,000	373,000	△ 55,000
減価償却費	12,000	48,000	△ 36,000	12,000	50,000	△ 38,000	4,000	16,000	△ 12,000	28,000	114,000	△ 86,000
消耗什器備品費	95,000	95,000	0	100,000	100,000	0	31,000	31,000	0	226,000	226,000	0
消耗品費	800,000	1,000,000	△ 200,000	800,000	600,000	200,000	400,000	320,000	80,000	2,000,000	1,920,000	80,000
修繕費	39,000	45,000	△ 6,000	41,000	40,000	1,000	13,000	15,000	△ 2,000	93,000	100,000	△ 7,000
印刷製本費	1,100,000	1,400,000	△ 300,000	31,000	30,000	1,000	10,000	12,000	△ 2,000	1,141,000	1,442,000	△ 301,000
燃料費	36,000	37,000	△ 1,000	37,000	38,000	△ 1,000	12,000	15,000	△ 3,000	85,000	90,000	△ 5,000
光熱水費	29,000	27,000	2,000	30,000	40,000	△ 10,000	10,000	12,000	△ 2,000	69,000	79,000	△ 10,000
賃借料	206,000	215,000	△ 9,000	135,000	128,000	7,000	124,000	200,000	△ 76,000	465,000	543,000	△ 78,000
保険料	52,000	46,000	6,000	54,000	48,000	6,000	17,000	15,000	2,000	123,000	109,000	14,000
贈謝金	60,000	60,000	0	80,000	80,000	0	165,000	170,000	△ 5,000	305,000	310,000	△ 5,000
租税公課費	23,000	15,000	8,000	24,000	15,000	9,000	8,000	5,000	3,000	55,000	35,000	20,000
負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
助成金	0	0	0	100,000	100,000	0	0	0	0	100,000	100,000	0
委託費	553,000	505,000	48,000	24,000	50,000	△ 26,000	8,000	8,000	0	585,000	563,000	22,000
雑 費	20,000	10,000	10,000	18,000	18,000	0	12,000	12,000	0	50,000	40,000	10,000